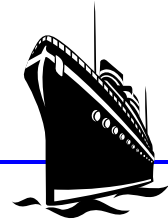


MSI Marine News

海上保険の総合情報サイト **MARINE@vi** もぜひ、ご閲覧ください。 (http://www.ms-ins.com/marine_navi/)

トピックス



欧州連合(European Union)によるイラン制裁－理事会規則

2010年1月に欧州連合(European Union)について取り上げ、運営機関・共同体法などについてレポートしておりますが、本年度日本でも大きく報道された欧州連合によるイラン制裁について、共同体法の観点より取り上げます。

1. 共同体法分類

欧州委員会によって提案・実施される共同体法は欧州連合条約288条により次のように分類されます。

- (1) 規則(Regulations) : 法律として加盟国に直接適用されるため、各加盟国における立法の手続きは必要ない。個人及び法人は理事会規則が公布されてから拘束を受ける。
- (2) 指令(Directives) : 加盟国は立法目的を達成することを義務付けられるが、達成に至る方法については各加盟国が判断する。通常、達成すべき目的には各加盟国に選択の余地が与えられている。
- (3) 決定(Decisions) : 加盟国の関係当事者に適用される。
- (4) 勧告と意見(Recommendations and Opinions) : 各加盟国に特段の義務は課せられない。

2. 欧州連合によるイラン制裁

国際社会からの強い圧力に関わらず核開発を続行するイランに対し、欧州連合は米国と歩調を合わせて制裁措置を順次拡大、2012年1月にはイラン産原油を全面禁輸として、域内の保険会社によるイラン産原油に関わる保険・再保険の引受を禁止する制裁措置を決定した。

3. イラン制裁に関わる理事会規則

今回の制裁措置は下記の共同体法分類のうち、理事会規則(Regulations)として決議された。

- 2012年1月23日 欧州連合外相理事会は核開発を進めるイランに対する制裁措置（イラン産原油全面禁輸）を決定して、理事会規則として決議した。決議の際に公布時期は発表されなかったが、3月上旬以降になるとの見込みが示された。
- 2012年3月15日 イランに対する制裁措置の詳細を決定
- 2012年3月23日 理事会規則が公布となり、域内の個人及び法人は1月23日に遡及して本規則に拘束されることとなったが、幾つか猶予期間が設けられた。制裁対象品が別表としてHSコードによって示された。
- 2012年3月～6月 制裁措置の一部緩和に向け、欧州連合加盟国、域内法人、域外各国より様々な要望が出され、欧州外相会議などで話し合いが行なわれたが、制裁措置緩和などの規則修正合意までには至らなかった。その間、欧州連合とイランの間で核問題解決に向けた協議が断続的に行なわれたが、顕著な成果は上がらなかった。
- 2012年3月～6月 欧州連合規則については不明な点が多々あったため、海上保険の中心地である英国では、ロイズなどの保険者・保険ブローカーに業界として様々な質問を正式に行なった結果、英国財務省から一定の見解が示された。ただし、事項によっては英国財務省と域内他国の金融当局の見解が異なるようなケース、回答が示されないケースも生じた。
- 2012年7月1日 猶予期間が終了し、制裁措置が全面適用となった。

4. 欧州連合 共同体法ホームページ

欧州連合の共同体法については下記ホームページにて参照できます。イラン制裁の理事会規則は3月23日（金）に公布となりましたが、日本時間の3月26日まではホームページ(EU-Lex)に反映されておりました。

・EU-Lex(EUの法律のデータベース) <http://eur-lex.europa.eu/en/index.htm>

・国立国会図書館 リサーチ・ナビ(上記EU-Lexの説明やリンクがあります。)

<http://mavi.ndl.go.jp/politics/entry/eur-lexpre-lexn-lexlegislative-observatory.php>

・英国財務省ホームページ (Financial Sanctions のページ)

http://www.hm-treasury.gov.uk/fin_sanctions_index.htm

・駐日欧州連合代表部 <http://www.euinjapan.jp/>